

日付	令和5年3月8日
担当所属	山梨県教育委員会
担当者名	働き方改革推進監 伊藤宏紀
連絡先	055-223-1750 (内線 8021)

令和5年度 第3回 山梨県教員育成協議会の開催について

○山梨県教員育成協議会について

・「やまなし教員等育成指標」の策定・変更に関すること、指標に基づく教員の資質能力の向上に関する事など、必要な事項について協議するため、教育公務員特例法第22条の7第1項の規定に基づき開催されるもの。

○令和5年度 第3回山梨県教員育成協議会

1 日時：令和6年3月15日（金）午前10時～12時

2 場所：県庁防災新館3F 教育委員会室

3 内容（案）

（1）報告事項

○第2回山梨県教員育成協議会の概要について

（2）協議事項

○各部会の取り組みについて（各部部长）

- ・養成部会
- ・採用・人事部会
- ・育成・研修部会

○やまなし教育みらいフォーラム「山梨県で学校の先生になろう」について

○令和6年度山梨県教員育成協議会の方向性について

（3）その他

○教員等育成指標活用ガイドについて

○オンライン動画研修コンテンツについて（山梨大学）

【参考1】これまでの主な経緯

- ・平成29年5月 山梨県教員育成協議会を開催
- ・平成29年11月 やまなし教員等育成指標の策定・公表
- ・令和2年3月 やまなし教員等育成指標の一部改訂
- ・令和5年3月 やまなし教員等育成指標の改定

【参考2】教育公務員特例法第22条の7第1項（抄）

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。